

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年11月まで

社会保険庁の記録では、昭和36年4月から40年11月までの期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間当時、居住していた地区では、毎月、地区の納付組織による国民年金保険料の集金が行われており、私自身が班長として集金を行い、地区の役員に保険料を持参していた。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年12月に払い出されていることが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間はさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月ごろから 43 年 7 月ごろまで

A社に勤務していた同郷の学友（B氏、C氏）の紹介で昭和 42 年 4 月ごろ同社に入社した。同社の 2 階の女子寮に住み、事業主はD氏だった。同僚にE、F、G、H、I、J、K、L、M氏等がいたことを記憶している。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 31 日までの期間については、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録が確認でき、また、申立人と同時期に勤務していた同僚の供述から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 3 月 1 日であり、申立期間において同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚は、「申立期間において、A社は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、同僚4人については、国民年金の納付記録が確認できる。

さらに、A社は、既に廃業し、賃金台帳等申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 409

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 21 日から 60 年 9 月 21 日まで

昭和 57 年 12 月 21 日に A 社に入社し平成 4 年 1 月 21 日まで勤務した。社会保険事務所の記録では A 社は昭和 57 年 12 月 21 日に全喪し、昭和 60 年 9 月 1 日に新規適用になっているが、全喪後も継続して勤務し厚生年金保険料も控除されていた。

当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元事業主の妻の供述及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社は平成 8 年 6 月 1 日に廃業しており、その事業を継承したとされる B 社は、当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、申立人は、「私は、A 社で経理を担当しており、申立期間中も厚生年金保険料を控除して給料を社員に渡していた。同社が昭和 57 年 12 月 21 日に全喪した後も同僚 3 人が継続して勤務していたと記憶している。」と供述しているが、そのうちの 2 人は、全喪後直ちに厚生年金保険第四種被保険者に種別変更して厚生年金保険料を納付している上、元事業主夫妻も、全喪後、厚生年金保険第四種被保険者に種別変更して厚生年金保険料を納付している期間がみられる。

さらに、社会保険事務所の保管する申立人に係る被保険者原票照会回答票によると、昭和 58 年 1 月 5 日に社会保険事務所が申立人の健康保険証を回収し

たことを意味する「被証回収」の印が押されている上、申立人は昭和 57 年 12 月 21 日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得、申立人の記憶している同僚 3 人も同日健康保険任意継続被保険者の資格を取得している。

加えて、元事業主は死亡しており、元事業主の妻からも厚生年金保険料控除について具体的な供述は得られない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。